

一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）概要

I ごみ処理基本計画

1 計画の趣旨・目的

本市では、平成 29 年 3 月に平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間の廃棄物処理行政の基本的な方向性を示し、更なる循環型社会の推進を実現していくため「第 2 次一般廃棄物処理基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んでいます。

この間、国においては「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」、「第四次循環型社会形成推進基本計画」などが改正され、また、県では「第 4 期富山県廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月）が策定されています。

このような背景を踏まえ、本計画の改定では、ごみ減量目標等の実績や施策の実施状況を確認・検証するとともに、今後 5 年間の計画について中間見直しを行うものです。

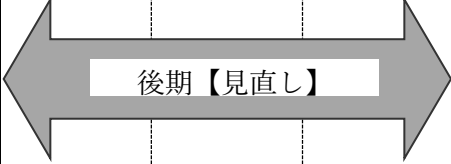
2 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づいて策定するもので、射水市総合計画や射水市環境基本計画、富山県廃棄物処理計画を上位計画とし、廃棄物行政の総合的な指針となるものです。

3 計画期間

平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間のうち、令和 4 年度から令和 8 年度までの後期 5 年間の見直しを行います。

表 1. 本計画の計画期間と目標年度

項 目	平成 29 年度 (2017 年度)	…	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	…	令和 8 年度 (2026 年度)
一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画						

4 ごみ処理の現状と要因

(1) ごみ排出量

本市の行政区域内人口は減少傾向にあり、本計画基準年度の平成 27 年度から令和 2 年度と比較し約 2.1%減少しています。

一般廃棄物の年間排出量は増減しながら令和 2 年度は約 6.5%の減少となっており、令和 2 年度の内訳は、家庭系ごみ排出量 19,976t (構成比 55.5%)、事業系ごみ排出量 14,118t (同 39.2%)、資源集団回収量 1,889t (同 5.3%) となっています。

家庭系ごみについては、燃えるごみと燃えないごみが増加傾向、資源ごみは減少傾向となっています。また、市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量は基準年と比較し 4.4%増加し 561g となっており、市民の分別意識の低下や新型コロナウイルス感染症の影響による消費生活形態の変化が要因と考えられます。

資源集団回収量は年々減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による回収活動の自粛もあり基準年度と比較し 39.7%減少しています。

事業系ごみについては、ほぼ横ばいの排出量となっています。

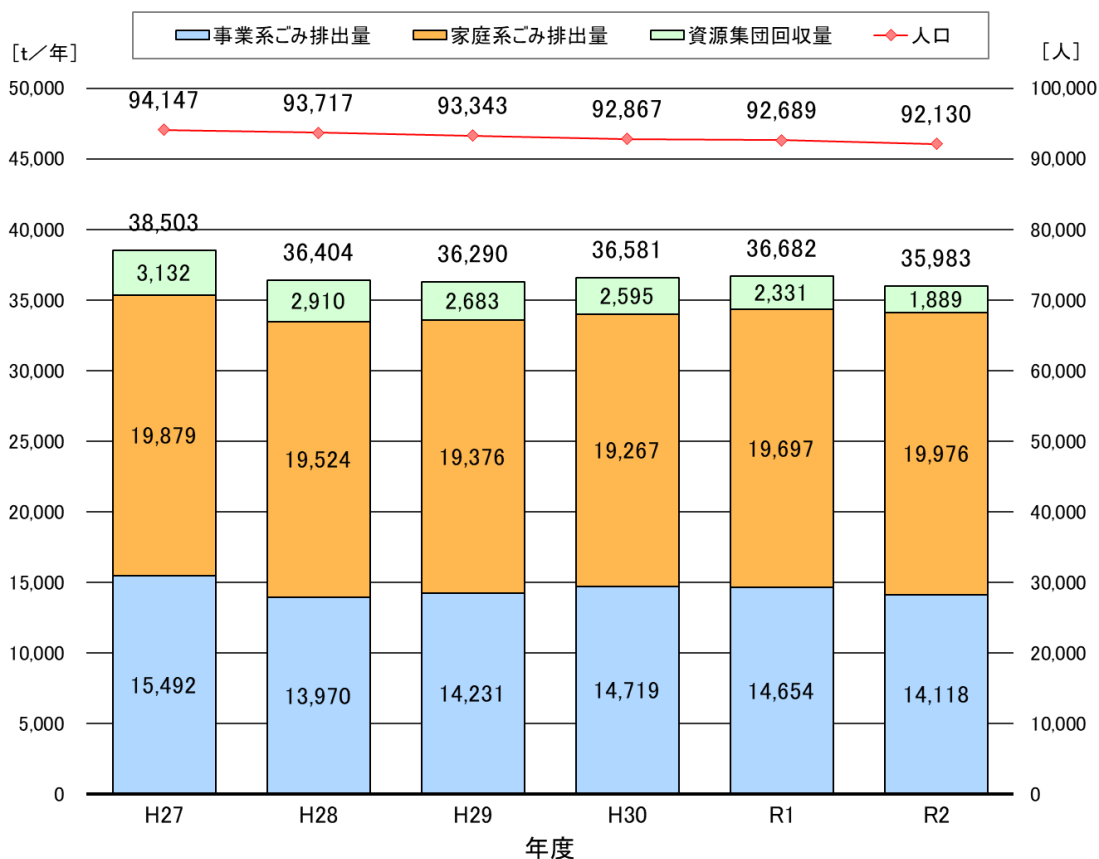
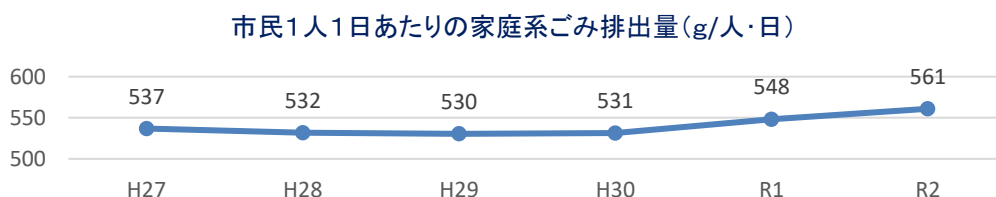
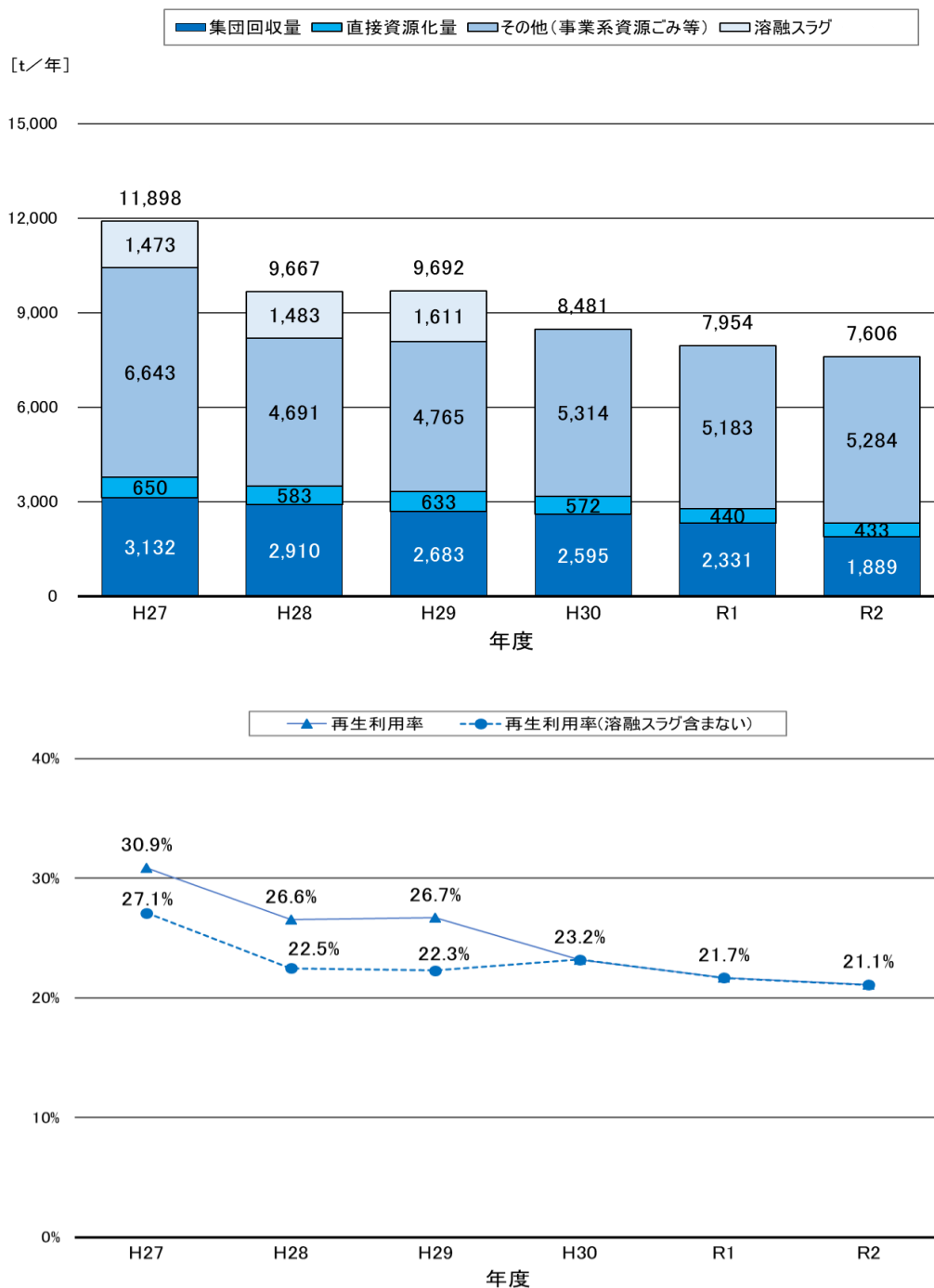


図1. 人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移



(2) 再生利用率

令和2年度の再生利用率は、基準年の平成27年度と比較して9.8ポイント減少の21.1%となっています。再生利用率は民間事業所再生量の占める割合が大きいため事業所の運営状況や景気等に影響されます。また、市民の分別意識の低下、集団回収団体数及び実施回数の減少により資源化量が減少していることと合わせ、平成29年度にクリーンピア射水の灰溶融炉を休止したことによる溶融スラグの活用がなくなったことが要因と考えられます。



2. 再生利用量、利用率の経年推移

(3) 埋立量の削減

令和2年度の埋め立て量は、基準年の平成27年度と比較して93.2%増加し3,341tとなっています。クリーンピア射水の灰溶融炉休止により、平成30年度からは焼却飛灰を溶融スラグとして再生利用していたものが焼却固化物として埋立物になったためです。

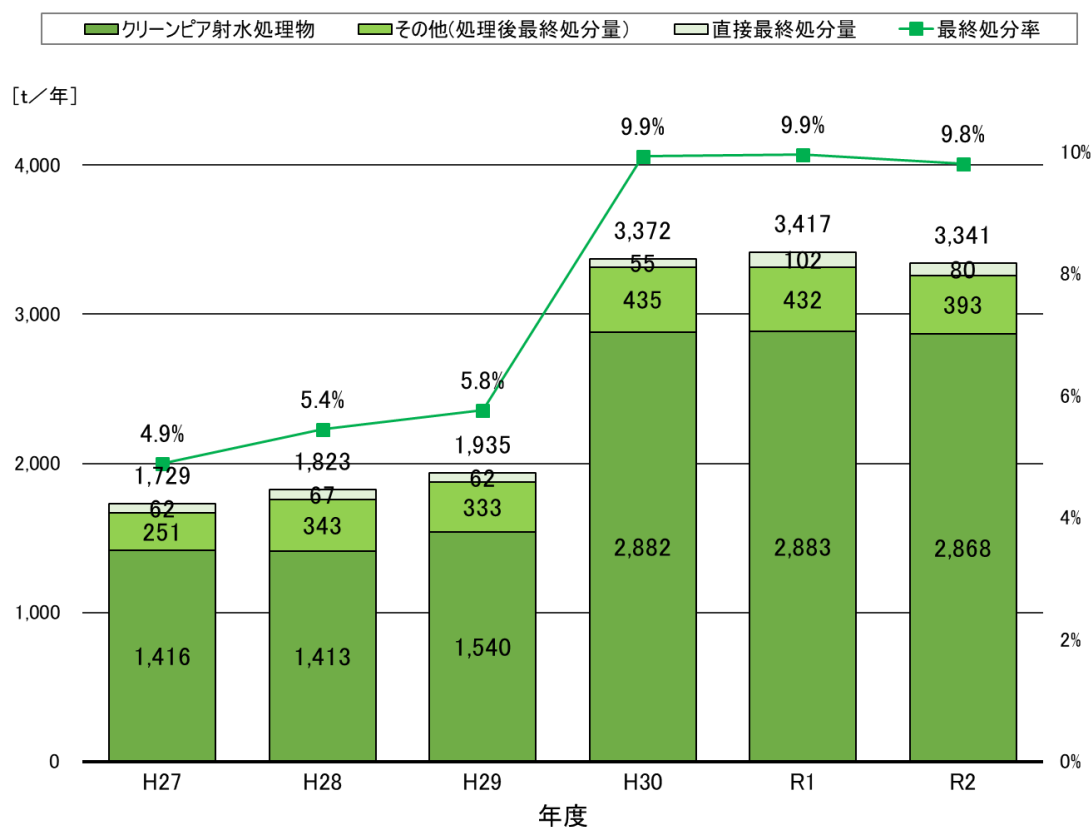


図3. 最終処分量の経年推移

5 課題の整理

(1) ごみの減量化・資源化

- ・基準年度の平成 27 年度と比較して、一般廃棄物の排出量は減少傾向にありますが、1 人 1 日あたりのごみ排出量は増加傾向となっており減量化は進んでいません。より一層資源化の促進、焼却処理量の削減につながる更なる取組を講じる必要があります。
- ・家庭系の燃えるごみの排出量が増加し資源物の排出量が減少しており、市民の分別意識の低下や資源物の回収機会が減少していることが要因と考えられます。
- ・資源ごみ（古紙類）については、エコストア等の民間事業者の回収量が増えている傾向があります。これらの処理量の実態を把握する必要があります。

(2) 収集・運搬、中間処理、最終処分

- ・家庭系資源ごみの収集回数の見直しを含む、市民が資源物を排出しやすい環境作りに努める必要があります。
- ・事業系焼却量は、産業廃棄物である廃プラスチック類や資源化が可能な古紙等の混入が考えられます。その実態把握に努め、事業者に対する資源化を促すための取組が必要です。
- ・平成 29 年度にクリーンピア射水の灰溶融炉を休止し、焼却飛灰を埋立処分することとしたことにより資源化量が減少しています。新たに焼却固化物の有効利用策を調査検討する必要があります。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）に向けて

- ・基本目標を実現するとともに、持続可能な仕組みを構築する必要があります。

6 目標値の達成状況と見直し

表2. 目標値の達成状況と見直し

計 画 目 標		実績		目標	
		平成27年度	令和2年度	令和3年度	令和8年度
		[基準年度]		[前期目標]	[後期目標]
人 口		94,147人	92,130人	91,944人	90,022人
				(91,386人)	(89,228人)
減量化目標	一般廃棄物の排出量	38,503t	35,983t	35,439t	32,700t以下
				(35,409t)	(32,800t以下)
資源化目標	再生利用率	30.9%	21.1%	21.1%	23%以上
				(33.5%)	(36%以上)
埋立量の削減目標	最終処分量	1,729t	3,341t	3,271t	3,000t以下
				(1,540t)	(1,390t以下)
市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 〔g/人・日〕		537	561	552	510
				(497)	(461)

※令和3年度及び令和8年度について、上段：「見直した目標値」、下段：「当初目標値」を示します。

(1) 一般廃棄物の排出量

令和2年度の1人1日当たりごみ排出量を基準に、今回設定する1人1日当たりのごみ排出量の削減量から算出し、1年間で1.5%×6年間分の9%減量(32,700 t 以下)を目標とします。

(2) 再生利用率

家庭系資源ごみ及び集団回収量が減少傾向にあること、灰溶融炉の休止による溶融スラグの再生利用ができなくなったこと等から再生利用量は大幅に減少しており、当初目標の達成は極めて困難となっています。まずは現状を下げないよう取組を強化し、令和2年度の再生利用率を基準に、当初目標の上昇率(1年間で0.5 ポイント)と県が掲げる上昇率(1年間で0.125 ポイント)の間をとって、1年間で0.33 ポイント以上の上昇率×6年間分の2ポイント加算(23.0%以上)を目標とします。

(3) 最終処分量

埋立物の大半を占めるクリーンピア射水の灰溶融炉休止により埋立処分量が大幅に増加したため、状況の変化に合わせた新たな目標の設定が必要です。令和2年度の最終処分量を基準に、新たに設定したごみの排出量と再生利用率から、1年間で1.5%の削減×6年間分の9%削減(3,000 t 以下)を目標とします。

(4) 市民1人1日当たりのごみ排出量

令和2年度の排出量を基準に当初目標の削減率の1年間1.5%×6年間分の9%削減(510 g)を目標とします。

7 目標値達成に向けた主な施策の体系と新規・拡充する取組

(1) 発生源からはじめるごみ減量の推進 【発生回避・発生抑制・再使用】

① 環境教育と啓発活動による意識改革の推進

- ・環境教育・環境学習の推進

- ・ごみ減量化のためのP R・啓発活動の展開

- 新規・拡充 環境学習による情報発信の強化

- 新規・拡充 I T媒体（市H P、公式LINE、ケーブルテレビ）を活用した積極的な啓発

② ごみを作らない・出さない行動の推進

ア 家庭系ごみの発生抑制・再使用の推進

- ・資源集団回収の推進に向けた啓発・支援

- 新規・拡充 新型コロナウイルス感染症防止のため中止となった資源集団回収の活動再開の支援
生ごみの減量化を促進するための啓発・支援

- ・容器包装類の削減のための周知・啓発

- ・不用品等の再使用促進のための啓発・支援

- ・家庭系ごみ減量化方策の調査・研究

- 新規・拡充 共同住宅（市収集以外）から排出されるごみの適正排出の推進

- 新規・拡充 ウィズコロナの生活消費行動に対応したごみ処理及び減量対策の調査

イ 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進

- ・事業所の自主的な取組みの啓発・支援

- ・事業系ごみ減量化方策の調査・研究

- 新規・拡充 資源物常時回収ステーションの拡大

- 新規・拡充 とやまエコストア制度の更なる周知啓発

ウ 市（行政）のごみの発生抑制・排出抑制の推進

- ・市庁舎等の行政施設における4 Rの推進

- ・市主催の催事場等における4 Rの推進

(2) 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 【分別・再生利用】

① 家庭系ごみの分別排出ルール遵守の徹底

- ・分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底

- ・違反ごみ等への対応

② 事業系ごみの排出管理の徹底

- ・ごみ搬入管理の強化、分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底

- ・新たな資源化促進制度導入の検討

③ 品目別の資源化の推進

- ・容器包装類の資源化事業の推進

- ・古紙類の資源化事業の推進

- 新規・拡充 新聞、雑誌等の民間古紙類回収事業者による回収量の把握

- ・生ごみの資源化事業の推進

- ・剪定枝や刈草、木くずの資源化事業の推進

- ・水銀に関する水俣条約への対応

- ・その他資源化事業の推進

- 新規・拡充 小型家電リサイクル回収方法の拡大によるリサイクル量の増

- 新規・拡充 フードドライブ事業の展開により食品ロスの削減を図る

- 新規・拡充 クリーンピア射水焼却固化物有効利用の調査研究

④ 循環型ビジネスへの支援

- ・民間施設の活用と施設整備に係る支援

- ・資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供

(3) 環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進【 適正処理・処分 】

- ① 適正な収集運搬体制の維持
 - ・効率的な収集・運搬体制の整備
 - ・市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備・支援
- ② 適正な処理体制の維持
 - ・市所管施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減
 - ・民間活用の促進による事業の効率化の推進
 - ・中間処理施設から発生する処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究
- ③ 災害廃棄物への対応
 - ・「災害廃棄物処理計画」の推進

(4) 計画の実現に向けた体制整備【 体制・しくみづくり 】

- ① 協働を促進するための情報共有
 - ・情報管理・情報開示システムの充実
 - ・事業評価の実施
- ② 環境美化・生活環境保全の推進
 - ・まちの環境美化推進
 - ・不法投棄の防止対策の推進
 - ・不適正処理の防止対策の推進
- ③ 連携・協働の促進
 - ・市関係部局との連携
 - ・国・県・県内市町村・警察との連携
 - ・燃えないごみ（資源ごみ）持ち去り対策協力体制の確立
 - ・市民協働のまちづくりの推進
 - ・自主的・主体的な活動に対する支援と人材の育成
 - 新規・拡充 高齢者、若年者、外国人に対する分別の啓発及び支援
 - 新規・拡充 プラスチック資源循環法による対象プラスチックごみの拡大による分別量の増
 - 新規・拡充 プラスチック資源収集に伴う、他分別ごみの収集回数の適正化（回数の増）

Ⅱ 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現況と見込み

(1) 生活排水処理施設の施設整備率

令和2年度における本市の施設整備率は99.9%となっています。

富山県平均の97.4%や全国平均の92.1%と比較すると、本市の施設整備率は高い状況となっています。

表3. 全国・富山県・本市における施設整備率 [令和2年度末、単位：万人]

区分	施設整備率	総人口 [住基]	整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）				
			計	下水道	集落排水施設	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽
全 国	92.1%	12,631	11,637	10,123	321	19	1,175
富山県	97.4%	104.4	101.7	90.2	8.5	0.1	2.9
射水市	99.9%	9.2 (92,130 人)	9.2 (92,050 人)	8.1 (81,728 人)	1.0 (9,911 人)	—	0.1 (411 人)

$$\text{施設整備率} = \frac{\text{下水道整備人口} + \text{集落排水施設整備人口} + \text{コミュニティ・プラント整備人口} + \text{合併処理浄化槽設置人口}}{\text{総人口（行政区域内人口）}}$$

注記1) 施設整備率（污水处理人口普及率）とは、総人口のうち、生活排水処理施設の整備が完了した地域に在住する人口割合をいう。

注記2) 国と県の値は、「令和2年度末の污水处理人口普及状況について 令和3年8月31日 環境省・国土交通省・農林水産省」の抜粋値

注記3) 抜粋値のため、整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）の合計が合わない場合がある。

(2) 生活排水処理形態別人口の見込み

令和2年度における本市の水洗化・生活雑排水処理率は95.1%となっています。

当初の目標年度における数値目標は、令和3年度が93.1%、令和8年度が93.2%としていましたが、現在達成している状況です。

この状況から、水洗化・生活雑排水処理率の目標値を新たに令和3年度で95.1%、令和8年度で95.6%とします。

表4. 目標年度における生活排水処理形態別人口

射水市 全 域				単位	実 績		前期目標年度	後期目標年度		
					平成27年	令和2年	5年目 令和3年	10年目 令和8年		
行政区画内人口				人	94,147	92,130	91,944	90,022		
整備人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	人	65,400	64,123	64,794	63,748	
				特定環境保全公共下水道		16,531	17,605	17,389	18,553	
			小 計			81,931	81,728	82,183	82,301	
			農業集落排水施設			10,074	9,911	9,225	7,211	
			合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外		1,425	411	408	419	
			水洗化・生活雑排水処理人口 計			93,430	92,050	91,816	89,931	
			施設整備率		%	99.2%	99.9%	99.9% (99.8%)	99.9% (99.9%)	
			計画処理区域内人口 計			人	94,147	92,130	91,944	90,022
	計画処理区域外人口 計				0	0	0	0		
	水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	人	61,031	60,964	61,722	60,886
				特定環境保全公共下水道		14,372	16,141	15,839	17,291	
小 計					75,403	77,105	77,561	78,177		
農業集落排水施設					9,858	9,694	9,099	7,140		
合併処理浄化槽				下水道の処理開始公示済み区域外		1,425	411	408	419	
				下水道の処理開始公示済み区域内		435	370	370	370	
小 計					1,860	781	778	789		
水洗化・生活雑排水処理人口 計					87,121	87,580	87,438	86,106		
水洗化・生活雑排水処理率				%	92.5%	95.1%	95.1% (93.1%)	95.6% (93.2%)		
水洗化・生活雑排水未処理人口 〔単独処理浄化槽〕				人	3,867	2,632	2,605	2,497		
非水洗化人口				〔汲み取り便所〕			3,159	1,918	1,901	1,419
				〔自家処理〕			0	0	0	0
計画処理区域内人口 計				94,147	92,130	91,944	90,022			
計画処理区域外人口 計				0	0	0	0			
し尿処理施設 計画収集人口				人	18,744	15,025	14,383	11,845		
		し 尿	汲み取り便所			3,159	1,918	1,901	1,419	
		浄化槽汚泥	合併・単独処理浄化槽、農業集落排水施設			15,585	13,107	12,482	10,426	

※令和5年度及び令和8年度の「施設整備率」及び「水洗化・生活排水処理率」は、上段：「見直した数値目標」、下段：「当初数値目標」を示します。

2 し尿・汚泥の処理計画

(1) し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

人口減少と下水道接続率の向上により、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も引き続き減少することが見込まれます。

年間発生量は、平成27年度が10,765kl／年、令和2年度が7,667kl／年でしたが、令和3年度には7,547kl／年に減少（約2%減少[令和2年度比]）し、令和8年度には6,793kl／年に減少（約11%減少[同比]）する見込みとなっています。

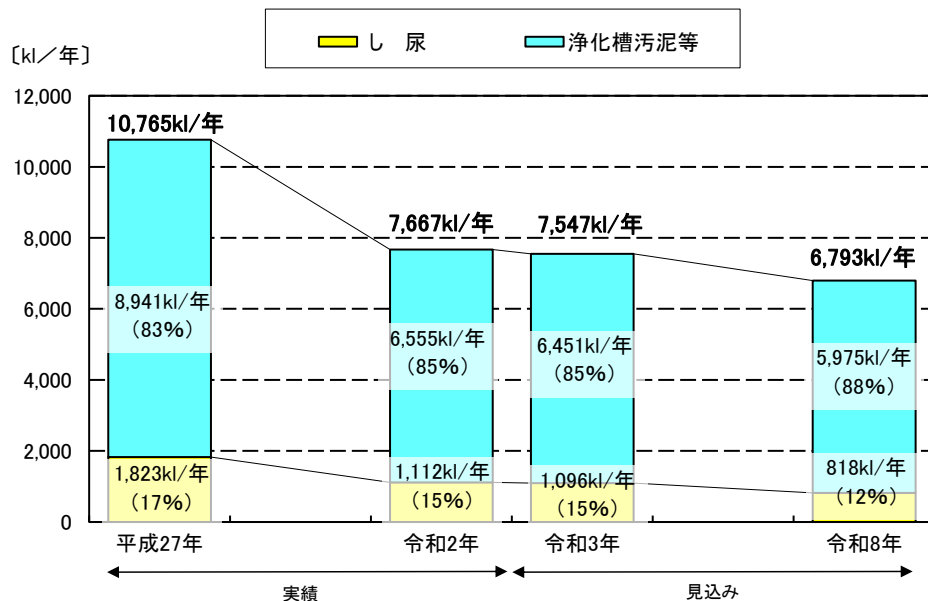


図4. し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み

(2) 中間処理、最終処分計画

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、し尿処理施設(射水市衛生センター)で処理を行っています。令和3年9月まで処理後の残渣物(し渣と余剰汚泥)を同施設で適正に焼却し埋立処分していましたが、設備の老朽化や二酸化炭素排出量の削減を含む環境負荷低減の課題に対応するため、同年10月より一般廃棄物焼却施設であるクリーンピア射水に搬入し、適正に焼却処理した後、野手埋立処分場にて埋立処分しています。

なお、し尿処理施設は延命化と処理規模の適正化を図ることとしており、今後は計画的な整備と効率的な維持管理を行います。